

## 介護付有料老人ホーム ナーシングホーム日野 運営規程

第1条 株式会社九州メディカが開設する ナーシングホーム日野 の介護付有料老人ホームの適切な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定める

### 第2条 (事業の目的)

要支援状態又は要介護状態にある者（以下「要介護者」という。）に対し適正な指定（介護予防）特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

### 第3条 (運営方針)

- 1 指定（介護予防）特定施設入居者生活介護の、従業員は特定サービス計画に基づき、利用者が当該施設においてその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うものとする。  
食事に関しては栄養士管理の下で提供するものとする。  
安定的かつ継続的な事業運営に努める。  
指定（介護予防）特定施設入居者生活介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業所その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものと密接な連携に努めると共に、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 2 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 3 指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供にあたっては、介護保険法 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

### 第4条 (名称及び所在地)

名称 介護付有料老人ホーム ナーシングホーム日野  
所在地 佐世保市日野町856-10

### 第5条 (従業員の種類、員数及び職務内容)

- 1 従業員の種類、員数及び職務内容は、次のとおりとする。  
管理者 1人  
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。  
生活相談員 1人以上  
生活相談員は、利用者又は、その家族からの相談に適切に応じると共に、必

要な助言その他を行う。

看護職員 1人 以上

介護職員 10人 以上

看護職員は、利用者の健康の状況に注意すると共に、健康保持の適切な措置をとる。

介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な介護を行う。

計画作成担当者 1人

計画作成担当者は、利用者の心身の状況等を踏まえて、特定施設サービス計画を作成する。

機能訓練指導員 1人

機能訓練指導員は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な介助を行う。

- 2 介護、看護職員は要介護者以外の施設利用者に対して、当該（介護予防）特定施設入居者生活介護事業においても、業務に支障がない場合には、介護サービスの提供ができるものとする。

第6条 （入所定員及び居室数）

入所定員 30人

居室数 29室（うち1室は2人部屋）

第7条 （指定（介護予防）特定施設入居者生活介護の内容）

要支援2及び要介護者3人に（要支援1は10人）に1人の介護職員を配置し、夜間は夜勤者をおき、介護を提供する。

第8条 （各種サービス）

介護

・入浴介助（夏期間《概ね6月～9月》3回／週・以外の期間2回／週）

・排泄介助

健康管理

生活相談、助言

その他日常生活上の世話、日常生活動作の介助

食事の提供（朝8：00より 昼12：00より 夕17：30より 夕食は季節により変動あり）

レクリエーション

第9条 (利用料その他の費用の額)

指定(介護予防)特定施設入居者生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、(介護予防)特定施設入居者生活介護が法廷受領サービスであるときは、介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。月額の利用料の支払いの方法

- ・ 月末締め、翌月10日払いとする。
- ・ 共用施設の利用については、管理費に含まれる。

内	管理費	36,000円			
	使 途	共用施設の維持管理、事務、管理部門、生活支援サービス提供のための管理			
訳	食 費	1,445円/日(3食及びおやつ)			
	介護保険利用料(1日につき)	要支援1	183円	要支援2	313円
		要介護1	542円	要介護2	609円
		要介護3	679円	要介護4	744円
		要介護5	813円		
	加算	協力医療機関連携加算①	100円/月	夜間看護体制加算(Ⅱ)	9円/日
		協力医療機関連携加算②	40円/月	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円/日
		生活機能向上連携加算Ⅱ	200円/月	退居時情報提供加算	250円/回
科学的介護推進体制加算		40円/月	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	10円/月	
口腔・栄養スクリーニング加算		20円/6月に1回			
	新興感染症等施設療養費	240円/日	1月に1回、連続5日限度		
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に12.8%を乗じた単位数			
	介護保険料負担額	介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする			
	光熱水費	8,000円(1室)			
	家賃相当額	40,000円(27室) 35,000円(1室) 50,000円(1室)			
	その他	電話使用料、介護にかかる用品等は実費負担			
	消費税	月額利用料については内税			

\*退院・退所時連携加算 医療提供施設を退院・退所して入居の場合 入居から30日以内を限として30単位/日

- ・ 入居者が2人部屋を1人で利用する事を申し出た場合は、家賃50,000円  
光熱水費を8,000円とする。
- ・ 入居者が1ヶ月以上居室を不在にする場合は居室の保全として、30日を限度に  
家賃相当額、管理費を利用料とすることにより居室の保全を行う。
- ・ 共用施設の利用料は管理費に含まれるため新たに支払いが発生することはない。

- ・入居者が介助、看護の目的で、第三者に付き添いを申し出た場合には、リネン代 1日 100円、食事代 1日 1,445円を月末締め翌月 10日までに、支払うものとする。
- ・本状に定める費用に付いて入退去時等 1ヶ月に満たない費用は、1ヶ月 30日として日割り計算とした額とする。

#### 利用料に含まれない主な費用

- ・おむつ代（実費）
- ・日用品（実費）

#### 食費について

- ・食事は 1日 3食とする。
- ・食費 1日 1,445円とし事前の連絡があった場合の欠食分は、支払は発生しないが緊急時の連絡は除く。

#### 第 10 条 （施設利用に当たっての留意点）

- 1 施設の利用に当たっては、重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、入所及び指定特定入居者生活介護の提供に関する契約を文書によって締結する。
- 2 利用者が入院治療をする場合は、適切な病院、診療所を紹介する。
- 3 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他利用者の行動制限は行わない。
- 4 利用者が指定（介護予防）特定入居者生活介護にかえて、当該指定（介護予防）特定施設入居者生活介護以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げない。
- 5 管理者は入居者の安全に配慮することから、以下の事項を入居者に厳守させるものとする。
  - ・ 外出時の届け出
  - ・ 他の入居者への配慮
  - ・ 病状の変化に対する届出
  - ・ その他（介護予防）特定施設入居者生活介護が適切に運営されるために必要なこと
- 6 飲酒、喫煙、ペットについては事前に協議するものとする。

#### 第 11 条 （衛生管理等）

- 1 事業所は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。
- 2 事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置をこうじるものとする。
  - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

#### 第12条 (緊急時における対応方法)

利用者の病状が急変またはその他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医または協力医療機関に連絡する等の必要な措置を行う。急変時等の対応において協力医療機関の医師又は看護職員との間で相談対応を行う体制を常時確保します。また1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の急変時の対応を確認します。

#### 第13条 (非常災害対策)

事業者は、非常災害に備えて、消防計画、風水害等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等について責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

#### 第14条 (秘密保持)

事業者は業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべく旨を従業員との雇用計画の内容とする。

#### 第15条 (苦情処理)

管理者は、提供した指定(介護予防)特定入居者介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ利用者及び家族に説明するものとする。

#### 第16条 (損害賠償)

- 1 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を行うこととする。
- 2 事業者は、サービス提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を行う。
- 3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

#### 第17条 (運営懇談会)

- 1 構成メンバーは次のとおりとする。

事業者側	施設長・生活相談員・計画作成担当者・看護師
入居者側	入居者代表若干名・入居者家族代表若干名

その必要に応じて外部から第三者に出席を依頼する。(福祉相談員等)

2 開催は年1回とするが必要に応じて開催する。

#### 第18条 (身元引受人、返還金受取人の変更)

身元引受人、及び返還金受取人が死亡等により変更の必要が生じた場合、入居者は直ちに事業者へ報告し変更の手続きをするものとする。

#### 第19条 (虐待防止に関する事項)

1 事業者は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業者は、サービス提供中に、当該従業員又は養護者(入居者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

#### 第20条 (身体拘束)

1 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする

2 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図るものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

三 介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

#### 第21条 (業務継続計画の策定等)

1 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### 第22条 (その他運営に関する重要事項)

1 事業者は、全ての（介護予防）特定施設入居者生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者等の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- ・採用時研修 採用後6ヶ月以内
- ・継続研修 年2回

2 事業者は、この事業を行うため、特定施設サービス計画、サービス内容の記録、身体拘束の記録、苦情の記録、その他必要な書類を整理するものとする。

3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社九州メディカと事業管理者との協議に基づいて定めるものとする。

4 事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護〔指定介護予防特定施設入居者生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

#### 第23条 (医療に関する規定)

入居者が医療行為を要する場合は、事業者と医療協力契約を締結した医療機関に医療行為を依頼する。

- 1 入居者は医療機関による健康診断を、年1回受けることとする。
- 2 受診を希望すれば常時受診できる。また、入院治療が必要となった場合は希望する医療機関への入院の援助を行う。
- 3 入居中に症状の急変などがあった場合には、速やかに入居者の主治医、救急隊、緊急連絡先、及び事業所の管理者へ連絡し指示を仰ぐ。

#### 協力医療機関

佐世保記念病院 内科、外科、整形外科、リハビリテーション科

田淵医院 内科、外科、循環器科

たたみや歯科 歯科

協力内容は、入居者の急病、負傷の場合の迅速な処置、定期健康診断とする。

#### 第24条 (金銭等管理)

金銭、預金等の管理は入居者自身が行うことを原則とする。ただし、入居者本人が施設に依頼、又は十分な判断能力を有せず適切な管理が行えないと認めら

れる場合には、依頼又は承諾を書面で確認し金銭管理を行うものとする。預かりに対しては預かり書を発行し各個人の収支明細書を作成し本人又は身元引受人に毎月閲覧、定期的に報告するものとする。

#### 第25条 (居室の変更)

- 1.全室介護居室であるが、二人部屋の場合のみ入居者のどちらかが、介護が日常的必要と主治医の判断があり、かつ本人及び身元引受人の同意を得た場合は一時介護室への移動を行なう。この場合でも新たな費用の追加は生じず居室利用権も継続とする。
- 2.二人部屋の入居者のうち、どちらか一人の退居があった場合は個室への移動とするか、居室料を一人で負担することにより、同室を継続するか、施設側と相談するものとする。
- 3.一人での入居を選択した場合でも新たな入居者を同室させることを施設側はしないものとする。

#### 第26条 (その他の支援サービス)

入居者が医療機関に入院する必要がある場合は、本人及び家族の希望を勘案し、入退院時の移送を実費で行うことができるものとする。



#### 附則

この規定は、平成 19 年 2 月 1 日より施行する。

- 第 1 回改正 平成 21 年 4 月 1 日
- 第 2 回改正 平成 22 年 1 月 20 日
- 第 3 回改正 平成 23 年 10 月 1 日
- 第 4 回改正 平成 24 年 4 月 1 日
- 第 5 回改定 平成 25 年 4 月 1 日
- 第 6 回改定 平成 26 年 4 月 1 日
- 第 7 回改定 平成 26 年 7 月 1 日
- 第 8 回改定 平成 27 年 4 月 1 日から施行（介護報酬改訂による料金変更）
- 第 9 回改訂 平成 27 年 8 月 1 日から施行（介護報酬改訂による負担割合の変更のみ）
- 第 10 回改定 平成 28 年 4 月 1 日
- 第 11 回改定 平成 29 年 4 月 1 日
- 第 12 回改定 平成 30 年 4 月 1 日
- 第 13 回改定 平成 30 年 6 月 1 日
- 第 14 回改定 令和元年 10 月 1 日
- 第 15 回改定 令和 3 年 4 月 1 日
- 第 16 回改定 令和 4 年 10 月 1 日
- 第 17 回改定 令和 5 年 6 月 1 日
- 第 18 回改定 令和 6 年 4 月 1 日
- 第 19 回改定 令和 6 年 6 月 1 日